

令和6年度宇検村危険廃屋解体撤去補助金について



宇検村では、危険廃屋の撤去にかかる費用に対して、補助金(20万円以上の経費に対して2分の1に相当する額を補助。※上限50万円)を交付します。

※補助対象者

- 1 村内に所在する危険廃屋の所有者またはその相続人
- 2 危険廃屋の所有者から解体撤去について委任を受けた者
- 3 地元の組織等の代表者

1 事前調査・審査申込書 提出(6月21日まで)

役場企画観光課へ解体したい物件を相談し、「事前調査・審査申込書」(建物の位置図と現況写真を添付)を提出してください。

※補助対象危険廃屋と判定された場合のみ書類審査に進み、その中から3件選考を行います。先着順ではありません。解体撤去後の跡地利用には3年間の制限が設けられます。

2 補助金交付申請(7月下旬予定)

調査・選考決定通知を受理後、「宇検村危険廃屋解体撤去補助申請書」を提出してください。

<必要書類>

- ①見積書の写し(内訳がわかるもの)
- ②代理人の場合は委任状
- ③共有者がいる場合は同意書
- ④登記事項証明書
- ⑤誓約書
- ⑥納税証明書

3 解体撤去工事(交付決定通知受理後)

交付決定通知の受理後、解体撤去工事を実施。

※工事完了までに申請内容等に変更が生じた場合は、「変更申請」の手続きが必要となります。

4 実績報告(令和7年2月21日まで)

解体工事終了後、「宇検村危険廃屋解体撤去工事实績報告書」を提出してください。

<必要書類>

- ①工事請負契約書等の写し
- ②領収書の写し
- ③工事完了後の現況写真
- ④産業廃棄物管理証(マニフェスト)の写し
- ⑤跡地の適正管理等に係る誓約書

5 請求書提出

宇検村から補助金交付確定通知書を受領後、請求書を提出してください。補助金を受け取られたら、事業終了となります。



お問い合わせ

〒894-3392

大島郡宇検村湯湾915番地

宇検村役場企画観光課

TEL. 0997-67-2218